

## 個人情報の取扱いについて

1 借受人(貸渡契約の申し込みをしようとする者を含む)及び運転者(以下各々「借受人」「運転者」という)は、弊社が下記の目的で借受人及び運転者の個人情報を利用することに同意するものとします。

以下、「弊社」とは有限会社 車電館 のことを言います。

(1) 貸渡契約書締結時に貸渡証を作成するなどを行なうため。

(2) 借受人又は運転者の本人確認及び審査を行うこと。

(3) 電動アシスト自転車、自転車用品、カー用品、電動4輪車、電動スクーター、電動自動車、携帯電話、その他当社において取扱う商品・サービス等又は各種イベント等の開催について、宣伝印刷物の送付、eメールの送信等の方法により、借受人又は運転者にご案内すること。

(4) 商品開発等又はお客様満足度向上策等検討のため、借受人又は運転者にアンケート調査を実施すること。

(5) 個人情報を統計的に集計・分析し、個人を識別・特定できない形態に加工した統計データを作成するため。

2 前項に定めていない目的以外に借受人の近仁情報を取得する場合は、予めその利用目的を明示して行います。

## 第1章 総 則

### 第1条 (約款の適用)

1 弊社はこの約款(以下「約款」という)及び細則の定めるところにより、貸渡電動アシスト自転車(以下「レンタル電動自転車」という)を借受人に貸渡するものとし、借受人はこれを借受けるものとします。なお、約款および細則に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとします。

2 弊社は、約款及び細則の趣旨、法令及び一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約した場合には、その特約が約款及び細則に優先するものとします。

## 第2章 予 約

### 第2条 (予約の申込)

1 借受人は、レンタル電動自転車を借受けるにあたって、弊社所定の料金表等に同意のうえ、弊社所定の方法により、使用目的、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者、その他の借受条件(以下「借受条件」という)を明示して予約の申し込みを行うことができます。

2 弊社は、借受人から予約の申込があったときは、原則として、弊社の保有するレンタル電動自転車の範囲内で予約に応じるものとします。この場合、借受人は弊社が特に認める場合を除き、弊社所定の予約申込金を支払うものとします。

### 第3条 (予約の変更)

借受人は、借受条件を変更しようとするときは、弊社の承諾を受けなければならないものとします。

### 第4条 (予約の取消等)

1 借受人及び弊社は、第2条第1項の借受開始日時までレンタル電動自転車の貸渡契約を締結するものとします。

2 借受人及び弊社は、弊社所定の方法により、予約を取消することができます。なお、予約した借受開始時刻を1時間以上経過してもレンタル電動自転車貸渡契約(以下「貸渡契約」という)が締結されなかったときは、事情の如何を問わず、予約が取消されたものとします。

3 借受人及び、弊社は、予約が取消されたこと及び貸渡契約が締結されなかったことについて、本条及び次条に定める場合を除き、相互に何ら請求をしないものとします。

### 第5条 (代替レンタル電動自転車)

1 弊社は借受人から予約のあったレンタル電動自転車の貸渡ができないときは、直ちにその旨を借受人に通知するものとします。

2 弊社は前項の場合で、予約のあった条件以外のレンタル電動自転車を貸渡することが可能なときは、借受人に予約と異なる条件のレンタル電動自転車(以下「代替」レンタル電動自転車という)の貸渡しを申し込むことができるものとします。

3 借受人が前項の申し込みを承諾したときは、弊社は予約時の借受条件のうち、満たされなかった条件以外は予約時と同一の借受条件で代替レンタル電動自転車を貸渡すものとします。この場合、代替レンタル電動自転車の貸渡料金と予約のあった条件のレンタル電動自転車の貸渡料金のうち、いずれか低い方の料金を支払うものとします。

4 借受人が第2項の申込を拒絶した場合、予約は取消されるものとします。

### 第3章 貸渡

#### 第6条 (貸渡契約の締結)

1 借受人は借受条件を、弊社は約款・料金表等により貸渡条件を、それぞれ明示して、貸渡契約を締結するものとします。

2 運転者は、貸渡契約の締結にあたり、約款及び細則で運転者の義務と定められた事項を遵守するものとします。

3 弊社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、運転免許証等の身元を証明する書類の提出を求め、提出された書類の写しをとることがあります。運転免許以外の他の、身元を証明する書類の有効なものは以下の通りです。

(1) パスポート(日本国旅券)

(2) 住民基本台帳カード+公共料金(電気・ガス・水道・NTT固定電話・NHK)領収書

(3) 健康保険証+公共料金領収書

(4) 外国人の方は、パスポート又は外国人登録証+公共料金領収書

※ いずれも、有効期限内のもので、公共料金領収書は発行2ヶ月以内のものに限ります。

4 弊社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人又は運転者に携帯電話番号等の緊急連絡先の提示を求めるものとします。

5 弊社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、支払方法は現金のみと指定します。

6 弊社は、借受人又は運転者が前4項に従わない場合は、貸渡契約の締結を拒否するとともに、予約を取消することができるものとします。

#### 第7条 (貸渡拒否)

1 弊社は、借受人又は運転者が次の各号に該当する場合には、貸渡契約の締結を拒絶するとともに、予約を取消することができるものとします。

(1) レンタル電動自転車の運転に必要な身分証明書を有していないとき。

(2) 酒気を帯びていると認められるとき。

(3) 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈していると認められるとき。

(4) 指定暴力団、指定暴力団関係団体の構成員又は関係者、その他反社会的組織に属していると認められるとき。

(5) 約款及び細則に違反する行為があったとき。

(6) その他、弊社が不適当と認めたとき。

2 前項にかかわらず、次の各号の場合にも、弊社は貸渡契約の締結を拒絶するとともに、予約を取消することができるものとします。

(1) 貸渡できるレンタル電動自転車がいないとき。

(2) 借受人又は運転者が、身体的等の事由でレンタル電動自転車の運転が困難であると弊社が認識した場合。

(3) 借受人又は運転者が20歳未満の場合

#### 第8条 (貸渡契約の成立等)

1 貸渡契約は、借受人が貸渡契約書に署名をし、弊社が借受人にレンタル電動自転車(付属品を含む。以下同じ)を引渡したときに成立するものとします。

2 前項の引渡は、第2条の借受開始日時及び借受場所で行うものとします。

## 第9条 (貸渡料金)

- 1 貸渡契約が成立した場合、借受人は弊社に対して次項に定める貸渡料金を支払うものとします。
- 2 貸渡料金とは、以下の合計金額をいうものとします。
  - (1) 基本料金
  - (2) 車両補償料
  - (3) 特別装備料
  - (4) 延長料
  - (5) その他の料金
- 3 基本料金は、弊社が貸出日当月1日にご案内の料金によるものとします。
- 4 弊社が、貸渡料金を、第2条による予約を完了した後に改定したときは、借受人は予約完了時に適用した料金と貸渡時の料金のうち、いずれか低い方の料金を支払うものとします。

## 第10条 (借受条件の変更)

借受人は貸渡契約の締結後、第6条の借受条件を変更しようとするときは、弊社の承諾を受けなければならないものとします。

## 第11条 (点検整備等)

- 1 弊社は、必要な整備を実施したレンタル電動自転車を貸渡するものとします。
- 2 借受人又は運転者は、レンタル電動自転車の貸渡にあたり、別に定める点検表に基づく車体外観及び付属品の検査を行い、レンタル電動自転車に整備不良が無いこと等確認するとともに、レンタル電動自転車借受条件を満たしていることを確認するものとします。

## 第12条 (貸渡証の交付・携行等)

- 1 弊社は、レンタル電動自転車を引渡したときは、弊社所定の貸渡証を借受人に交付するものとします。
- 2 借受人又は運転者はレンタル電動自転車の使用中、前項により交付を受けた貸渡証を携行しなければならないものとします。
- 3 借受人又は運転者は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を弊社に通知するものとします。

# 第4章 使用

## 第13条 (借受人の管理責任)

借受人又は運転者は、レンタル電動自転車の引渡しを受けてから弊社に返還するまでの間(以下「使用中」という)、善良な管理者の注意をもってレンタル電動自転車を使用し、保管するものとします。

## 第14条 (日常点検整備)

借受人又は運転者は、使用中、借受けたレンタル電動自転車について、毎日使用する前に点検整備を実施しなければならないものとします。

## 第15条 (禁止行為)

借受人又は運転者は、使用中に次の行為をしてはならないものとします。

- (1) 弊社の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けることなくレンタル電動自転車を運送事業又はこれに類する目的に使用すること。
- (2) レンタル電動自転車を所定の使用目的以外に使用する。又は第7条の運転者以外の者に運転させること。
- (3) レンタル電動自転車を転貸し、第三者に使用させ又は他の担保の用に供するなどの行為をすること。
- (4) レンタル電動自転車を改造若しくは改装する等その原状を変更すること。

- (5) 弊社の承諾を受けることなくレンタル電動自転車を各種テスト若しくは競技に使用する。又は、他車の牽引若しくは後押しに使用すること。
- (6) 法令又は公序良俗に違反してレンタル電動自転車を使用すること。
- (7) 弊社の承諾を受けることなくレンタル電動自転車について損害保険に加入すること。
- (8) レンタル電動自転車を日本国外に持ち出すこと。
- (9) その他第6条の借受人条件又は貸渡条件に違反する行為をすること。

## 第16条 (違法駐車)

- 1 借受人又は運転者は、レンタル電動自転車に関し、法令又は条例に違反して撤去されたときは、違法駐車後直ちに違法駐車した地域を管轄する地方公共団体(以下「管轄自治体」という)に出頭し、自らの責任と負担で違法駐車に伴う保管・引取り等の諸費用を納付する(以下「違法処理」という)ものとします。
- 2 弊社は、警察又は管轄自治体からレンタル電動自転車の違法駐車連絡を受けたときは、借受人又は運転者に連絡し、速やかにレンタル電動自転車を移動させ、レンタル電動自転車の借受期間満了時又は弊社の指示する時までに警察又は管轄自治体に出頭して違反処理を行うよう指示するものとし、借受人又は運転者はそれに従うものとします。また、借受人又は運転者が前項の指示に従わない場合は、弊社の判断により、自らレンタル電動自転車を警察又は管轄自治体から引き取る場合があります。
- 3 弊社は、前項の指示を行った後、弊社の判断により違反処理の状況を違反処理に対する納付書・領収書等により確認するものとし、処理されていない場合には、処理されるまで借受人又は運転者に対して繰り返し前項の指示を行うものとします。また、借受人又は運転者が前項の指示に従わない場合は、弊社は、何らの通知・催告を要せず貸渡契約を解除し、直ちにレンタル電動自転車の返還を請求することができるものとし、借受人又は運転者は違法駐車した事実及び警察署等に出頭し、違反者として法律上の措置に従うこと等を自認する旨の弊社指定の文書(以下「自認書」という)に自署するものとします。
- 4 約款冒頭の個人情報取扱いに関する規定にかかわらず、借受人又は運転者は、弊社が必要と認めた場合は、警察に対して自認書及び貸渡証書等の個人情報を含む資料を提出するなどの必要な協力を行うことに同意します。
- 5 借受人又は運転者がレンタル電動自転車返却までに違反処理を行わなかった場合、弊社がレンタル電動自転車探索に要した費用(以下「探索費用」という)を負担した場合、又は弊社が車両の移動・保管・引取り等に要した費用(以下「車両管理費用」という)を負担した場合は、借受人又は運転者は、弊社が規定する期日までに、探索費用及び車両管理費用を弊社に支払うものとする。

## 第5章 返 還

### 第17条 (借受人の返還責任)

- 1 借受人は、レンタル電動自転車を借受期間満了時までに所定の返還場所において弊社に返還するものとします。
- 2 借受人は、天災その他不可抗力により借受期間内にレンタル電動自転車を返還することができないときは、直ちに弊社に連絡し、弊社の指示に従うものとします。

### 第18条 (レンタル電動自転車の確認等)

- 1 借受人は弊社立会いのもとに、レンタル電動自転車を通常の使用による劣化・摩耗を除き、引渡時の状態で返還するものとします。
- 2 借受人は、レンタル電動自転車の返還にあたって、レンタル電動自転車借受人、運転者の遺留品がないことを確認して返還するものとし、弊社は、レンタル電動自転車の返還後遺留品について保管の責を負わないものとします。

### 第19条 (レンタル電動自転車の返還時期等)

- 1 借受人は、第10条により借受期間を延長したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金、又は変更前の貸渡料金と超過料金を合計した料金のうち、いずれか低い方の料金を支払うものとします。
- 2 借受人は、第10条による当社の承諾を受けることなく借受期間を超過した後に返還したときは、前項の料金に加え、超過した期間に応じた超過料金の倍額の違約料を支払うものとします。

## 第20条（レンタル電動自転車の返還場所等）

借受人は、第10条により、所定の返還場所を変更したときは、返還場所の変更によって必要となる回送のための費用（以下「回送費用」という）を負担するものとします。

## 第21条（レンタル電動自転車が返還されなかった場合の措置）

1 弊社は、借受人に次の各号のいずれかが該当するときは、刑事告訴を行うなどの法的手続きのほか、所轄の警察署へ被害報告をする等の措置をとるものとします。

（1）借受期間が満了したにもかかわらず弊社の返還請求に応じないとき。

（2）借受人の所在が不明である等不返還と認められるとき。

2 前項各号の場合、借受人は、弊社が借受人の探索及びレンタル電動自転車の回収に要した費用等を弊社に支払うものとします。

## 第22条（貸渡情報の登録と利用の合意）

1 約款冒頭の個人情報の取扱いに関する規定にかかわらず、借受人及び運転者は、前条第1項各号に該当するときは、借受人及び運転者の氏名・生年月日・運転免許証番号等を含む客観的な貸渡事実に基づく情報（以下「貸渡情報」という）が弊社貸渡注意者リストに登録されることに同意するものとします。

2 約款冒頭の個人情報の取扱いに関する規定にかかわらず、借受人及び運転者は、次に掲げる事項に同意するものとします。

（1）有限会社 車電館 に登録された貸渡情報が加盟店に利用されること。

（2）貸渡注意者リストに登録された貸渡情報が有限会社 車電館 及び加盟店に利用されること。

## 第6章 故障・事故・盗難時の措置

### 第23条（レンタル電動自転車の故障）

借受人又は運転者は使用中にレンタル電動自転車の異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、弊社に連絡するとともに、弊社の指示に従うものとします。

### 第24条（事故）

1 借受人又は運転者は、使用中にレンタル電動自転車による事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。

（1）直ちに事故の状況等を弊社に報告し、弊社の指示に従うこと。

（2）前号の指示に基づきレンタル電動自転車の修理を行う場合は、弊社が認めた場合を除き、弊社の指定する事業者で行うこと。

（3）事故に関し弊社及び弊社が契約している保険会社の調査に協力し、弊社及び保険会社が要求する書類等を遅滞なく提出すること。

（4）事故に関し相手方と示談その他合意するときは、予め弊社の承諾を受けること。

2 借受人又は運転者は、前項のほか自らの責任において事故の処理・解決をするものとします。

3 弊社は、借受人又は運転者のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。

### 第25条（盗難）

借受人又は運転者は、使用中にレンタル電動自転車の盗難が発生したときその他被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとします。

（1）直ちに最寄りの警察に連絡に通報すること。

（2）直ちに被害状況等を弊社に報告し、弊社の指示に従うこと。

（3）盗難・被害に関し弊社及び弊社が契約している保険会社の調査に協力し、弊社及び保険会社が要求する書類等を遅滞なく提出すること。

（4）鍵をさしたままの盗難については、メーカー希望小売価格相当額を借受人が支払うものとする。

## 第26条 (使用不能による貸渡契約の終了)

- 1 借受期間中において故障・事故・盗難その他の事由(以下「故障等」という)によりレンタル電動自転車が使用できなくなったときは、貸渡契約は終了するものとします。
- 2 借受人又は運転者は、前項の場合、レンタル電動自転車の引取及び修理等に要する費用を負担するものとし、弊社は受領済みの貸渡料金を返還しないものとします。但し、故障等が第3項又は第5項に定める事由による場合はこの限りでないものとします。
- 3 故障等が貸渡前に在した瑕疵による場合は、借受人は弊社から代替レンタル電動自転車の提供を受けることができるものとします。なお、代替レンタル電動自転車の提出条件については、第5条第3項を準用するものとします。
- 4 借受人が前項の代替レンタル電動自転車の提出を受けないときは、弊社は受領済みの貸渡料金を全額返還するものとします。なお、弊社が代替レンタル電動自転車を提出できないときも同様とします。
- 5 故障等が借受人、運転者及び弊社のいずれの責にも帰すべからざる事由により生じた場合は、弊社は、受領済みの貸渡料金から貸渡から貸渡契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。
- 6 借受人及び運転者は、本条に定める措置を除き、レンタル電動自転車を使用できなかったことにより生ずる損害について弊社に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとします。

## 第7章 賠償及び補償

### 第27条 (借受人による賠償及び営業補償)

- 1 借受人又は運転者は、借受人又は運転者が使用中に第三者又は弊社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。但し、弊社の責に帰すべき事由による場合を除きます。
- 2 前項の弊社の損害のうち、事故、盗難、借受人又は運転者の責に帰すべき事由による故障、レンタル電動自転車の汚損・臭気等により弊社がそのレンタル電動自転車を利用できないことによる損害については料金表等に定めるところによるものとし、借受人はこれを支払うものとします。

### 第28条 (保険)

- 1 借受人又は運転者が約款及び細則に基づき、弊社がレンタル電動自転車について添付したTSマーク保険契約により、次の限度内の保険金が給付されるものとします。但し、その保険約款の免責事由に該当するときはこの保険金は給付されないものとします。
  - (1) 傷害死亡・後遺障害 保険金額 : 100万円
  - (2) 入院保険金 保険金額 : 10万円
  - (3) 賠償責任保険 保険金額 : 2,000万円
  - (4) 対物損害は対象外です。※ 詳しくはリーフレットをご覧のうえ、おたずねください。
- 2 保険金が給付されない損害及び前項の定めにより給付される保険金額を超える損害については、借受人又は運転者の負担とします。
- 3 弊社が前項に定める借受人又は運転者の負担すべき損害金を支払ったときは、借受人又は運転者は、直ちに弊社の支払額を弊社に弁済するものとします。
- 4 第1項に定めるTSマーク保険契約の保険料相当額は貸渡料金に含まれます。

## 第8章 解除

### 第29条 (貸渡契約の解除)

弊社は、借受人又は運転者が借受期間中に約款及び細則に違反したときは、何らの通知・催告を要せず貸渡契約を解除し、直ちにレンタル電動自転車の返還を請求することができるものとします。この場合、弊社は受領済の貸渡料金を借受人に返還しないものとします。

### 第30条（同意解約）

- 1 借受人は、借受期間中であっても、弊社の同意を得て貸渡契約を解除することができるものとします。
- 2 借受人は、前項の解約をするときは、次の解約手数料を弊社に支払うものとします。

解約手数料＝{(予定借受期間に対応する基本料金)－(貸渡から返還までの期間に対応する基本料金)}×50%

## 第9章 雑則

### 第31条（相殺）

弊社は、約款及び細則に基づき借受人に金銭債務を負担するときは、借受人が弊社に負担する金銭債務といつでも相殺することができるものとします。

### 第32条（消費税）

借受人は、約款及び細則に基づく取引に課せられる消費税を当社に対して支払うものとします。

### 第33条（代理貸渡事業者）

弊社に代わって他の事業者がレンタル電動自転車の貸渡を行う場合(当該事業者を「代理貸渡事業者」という)には、約款中の「弊社」と定めるところは、「代理貸渡事業者」と読み替えることができるものとします。ただし、「個人情報の取扱いについて」、第11条、第15条、第23条及至第25条(ただし、レンタル電動自転車の故障・事故・盗難等が生じた場合の連絡先は弊社及び代理貸渡事業者とする)、第35条に関する事項は除くものとします。

### 第34条（準拠法等）

- 1 準拠法は、日本法とします。
- 2 邦文約款と英文約款に齟齬があるときは、邦文約款によるものとします。

### 第35条（約款及び細則）

- 1 弊社は、予告なしに約款及び細則を改訂し、又は約款の細則を別に定めることができるものとします。
- 2 弊社は、約款及び細則を改訂し又は別に細則を定めたときは、弊社の営業店舗に提示するとともに、弊社の発行するパンフレット、料金表及びホームページ上にこれを記載するものとします。これを変更した場合も同様とします。

### 第36条（管轄裁判所）

この約款及び細則に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、弊社の本店所在地を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とします。

附則 約款は平成23年3月1日より施行します。